

今回は、税制優遇や固定資産税の軽減措置を受けられる「経営力向上計画申請手続き」についてお話をさせていただきます。

【稼ぐ力を向上させる～経営力向上計画～】

平成28年7月に施行された中小企業等経営強化法の支援のひとつ。人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。計画で国の認定を受けた事業者は税制や金融の支援等を受けることができます。

生産性向上には人材投資、設備投資が必要になります。

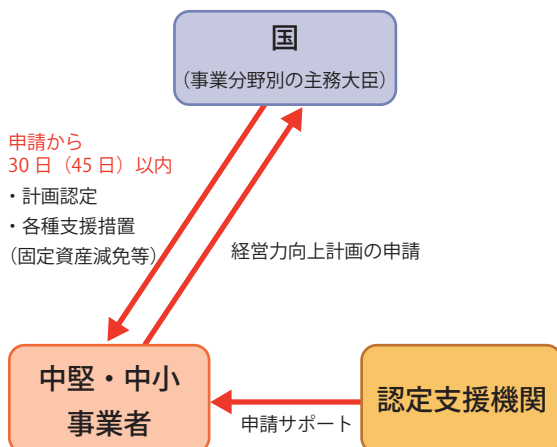
◎経営力向上計画認定のメリット

経営力向上計画認定を受けた場合の支援策

- ①法人税・所得税 即時償却・税額控除が可能
- ②固定資産税の軽減措置
- ③補助金の優先採択
- ④低利融資・保証協会による別枠など

◎経営力向上計画の作成方法

1 申請の流れ



2 提出書類

- ① 経営力向上計画 認定申請書 (様式第1) 正副2部
 - ② 工業会発行の証明書 (写し) 1部
 - ③ リース見積書、軽減額計算書 (写し) 1部
 - ④ 申請書提出チェックシート
 - ⑤ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付。)
- ▶①～③は必ずコピーをとって保管のこと(税の申告時に必要)
 - ▶②は税制優遇(固定資産税の軽減、即時償却など)を受ける場合のみ必要
 - ▶③はリースの場合のみ必要
 - ▶②③は、提出先によっては原本の場合あり
 - ▶関東経産局、中部経産局、近畿経産局の場合、別途 Excel ファイルのメール送信が必要
 - ▶封筒には「経営力向上計画認定申請書在中」と朱書きで記載する

◎税制優遇について ～固定資産税の軽減対象が拡充～

従来、機械装置のみが対象設備でしたが、平成29年4月1日以降に取得した一定の器具備品・建物付属設備等が固定資産税の軽減措置(3年間1/2に減免)の対象に追加されました。(平成30年度末まで)

「経営力向上計画の認定は、各種補助金の加点ポイントにもなりますので、次回、解説をしたいと思います。」

【会社概要】

株式会社中央ビジネスグループ
代表取締役 太田 智子(学術博士)
経営革新等支援業務認定支援機関

〒540-0036
大阪市中央区船越町一丁目6番6号
レナ天満橋4F
TEL 06-6943-4412
FAX 06-6943-4414

E-mail : promotl@gold.ocn.ne.jp
URL : http://www.chuo-business.com
設立:平成23年4月(平成3年6月創業)
資本金:500万円



株式会社中央ビジネスグループ 代表取締役 太田 智子

中央ビジネスグループ代表取締役として、ISO認証取得、Pマーク取得、不動産業、運送業、環境、介護、法人設立、NPO法人設立など幅広い分野においてコンサルティング業務を展開する。特に補助金・助成金の申請に精通し、成功報酬による代理申請業務もおこなっている。複合材料分野で博士の学位を取得し、自動車会社とともに材料開発の産学連携事業にも取り組む。その後伝統の匠の技の解析研究に参画し、それを発展させ独自におもてなし(接遇)の定性的・定量的分析による数値化を行い、業務にフィードバックすると同時に多くの研究論文として発表している。

【経歴】

- ・京都工芸繊維大学大学院 工芸科学研究科博士課程前期/後期 先端ファイブ科学専攻修了 学位取得 博士(学術)
- ・タイRMUTT大学において大学院生を対象に講義担当
- ・ポーランドで開催される第5回国際会議 「Managing Enterprise of the Future」の国際委員就任
- ・2014年に開催された第4回高品位介護シンポジウム実行委員長
- ・2016年カナダで開催されたHCII学会では1つのセッションをまとめるチェアマンを務める
- ・2017年カナダで開催されたHCII学会でOMOTENASHIセッションをまとめるチェアマンを務める
- ・2017年8月に開催される「おもてなしとその応用国際会議」の実行委員長を務める
- ・京都工芸繊維大学大学院 講師